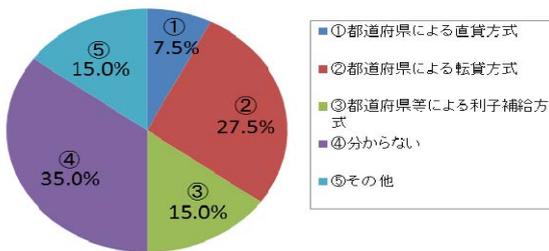


## ② 貸付方式

### (借り受け者の利便性が最も高いと考えられる貸付方式)

- ・ 「②都道府県による転貸方式」が28%、「③都道府県による利子補給方式」が15%、現在の「①直貸方式」が8%であったが、その一方、「④分からない」が最も多く35%。
- ・ 「②転貸方式」については、県が政策的な観点で審査を行い、金融機関が融資の判断を行うことにより利便性が向上するなどの意見があった。
- ・ 一方、「④分からない」については、転貸方式の導入により都道府県や漁業者に追加の費用負担が生じること、どの方式にもメリット・デメリットがあること、借受者にとって無利子であれば貸付方式は影響ないなどの意見があった。

Ⅲ－問2(1)借受者の利便性が最も高いと考えられる貸付方式



## (金融機関への転貸や利子補給による無利子貸付けを導入した場合の影響)

### ○都道府県への影響

- ・ 「⑤債権保全リスクの低減」や「⑥行政事務の軽減」といったメリットに関するものが58%、「①新たな財政負担(事務手数料、利子補給金等)の発生」や「②借受者と水産業改良普及制度等との連携の希薄化」といったデメリットに関するものが33%。

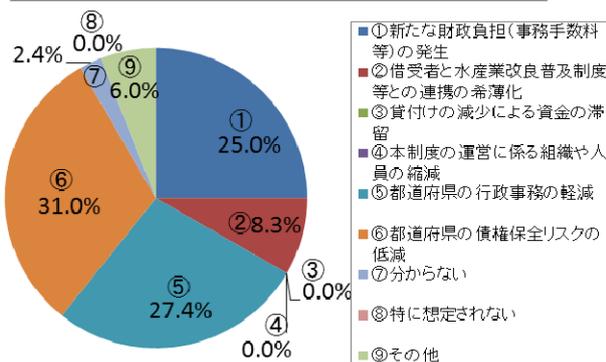
### ○借受者への影響

- ・ 「①保証制度の活用が可能」や「⑤貸付審査等の迅速化」といったメリットに関するものが53%、「②保証料等の新たな負担が発生」や「③政策的な判断により金融的な貸付判断が優先され、貸付けを受けにくくなる」といったデメリットに関するものが41%。

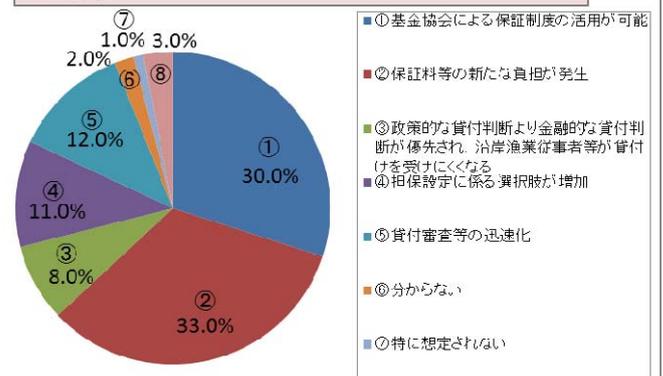
### ○金融機関・信用保証機関への影響

- ・ 新たな顧客の獲得 や事務手数料等収入の増加といったメリットに関するもの(①～②)が44%、事務負担及びコストが増加や費用や貸付けリスクに対してメリットがなく、積極的な貸付けを行わないといったデメリットに関するもの(③～⑤)が51%。

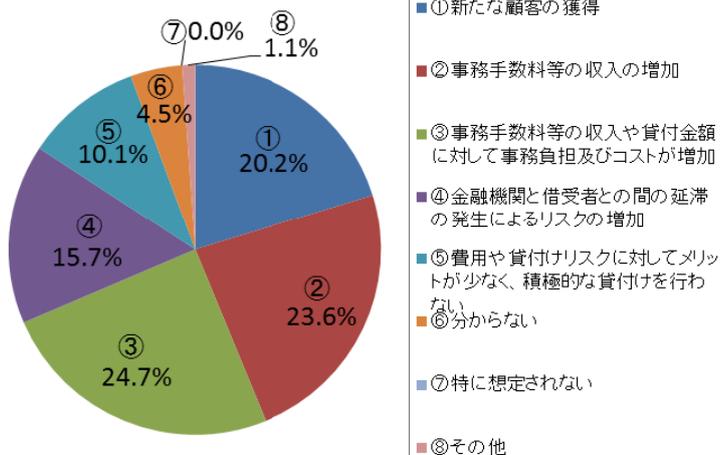
Ⅲ－問2(3)転貸制度を導入した場合に想定される都道府県への影響



Ⅲ－問2(5)転貸方式を導入した場合に想定される借受者への影響



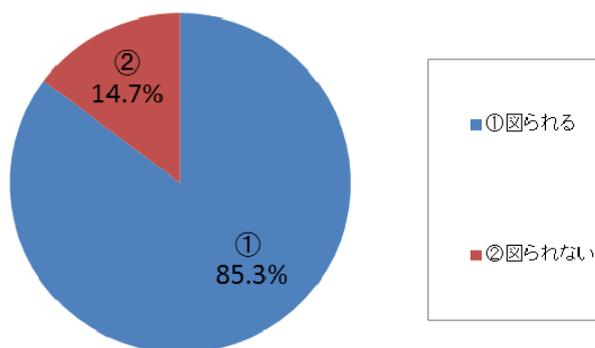
Ⅲ 一問2(7) 転貸制度を導入した場合に想定される金融機関等への影響



③ 転貸制度による無利子貸付を導入した場合について

- ・ 金融機関への転貸制度による無利子貸付を導入した場合に利用促進が図られるかについては、「①図られる」が85%、「②図られない」が15%。
- ・ 具体的な理由としては、「①図られる」については、連帯保証人の確保が困難な漁業者が利用しやすくなる、融資制度の窓口が一本化される、現行の直貸方式に追加するならば選択肢が増えることなど、「②図られない」については、融資の対象事業等の制度の基本的な部分が従来どおりであること、無利子資金は融資機関が積極的に斡旋できる商品になりにくい、漁業者からの転貸制度の希望は無く、効果が未知数であることなど。

Ⅲ 一問2(9) 転貸制度の導入により利用促進が図られるか



### (3)貸付対象について

・ 貸付対象者について、「①現状のままで良い」が85%、「②見直しをする必要がある」は8%。見直しについては、青年漁業者の年齢要件の緩和や水産加工業者等の追加についての意見があった。

・ 貸付対象の見直し等については、「⑤漁船の建造・購入やリニューアルへの貸付けを追加」が31%、「④水産物の加工・流通・販売(六次産業化)への貸付けを追加」が16%、「②貸付対象機器等を見直し」が11%、「⑥特になし」が23%。

具体的なものとしては、AIS、水産加工施設、漁獲物の付加価値向上を行うのに必要な高鮮度出荷を促進するための施設及び機器等の追加についての意見があった。

・ 今後、普及すべき技術や事業の成果等の意見としては、就労環境改善に要する器具(アシストスーツ)があった。

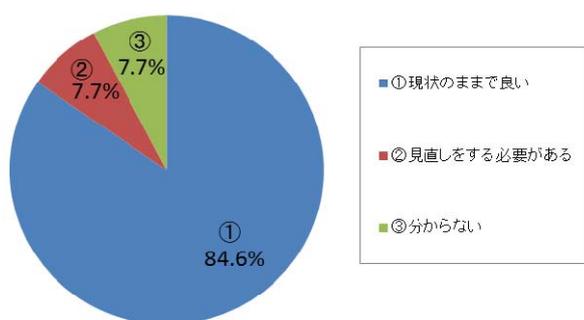
・ 経営の改善の取組に対する貸付(メニュー化方式)の導入の可否について、「①可」が59%、「②否」は41%。

可の理由としては、現行の制度では貸付の対象外となる機器があり漁業者のニーズに対応できていない、漁業者のニーズに幅広く答えることが可能、意欲ある漁業者の経営改善の取組に対して柔軟に支援できる、漁業者の創意工夫を生かすことができる、漁業の多角経営や新技術導入等を円滑に行えるといった意見があった。

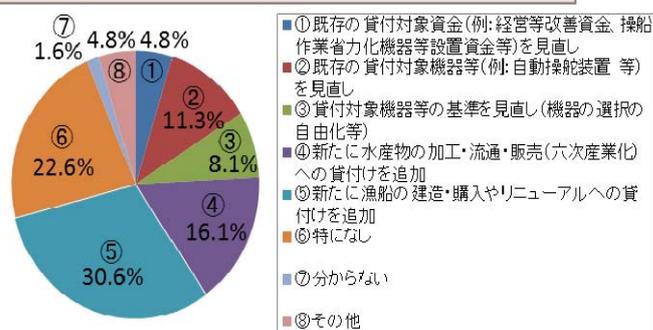
否の理由としては、どのようなものが対象となるか不明であり貸付けの判断に悩む、経営改善に必要な取組みの判断基準が難しい、無利子融資という優遇された制度として一定の条件が必要といった意見があった。

・ メニュー化した場合の具体的な取組としては、新たな生産方式や販売方式の導入、品質に関する規格認定の取得、六次産業化や協業化に伴う施設整備などの意見があった。

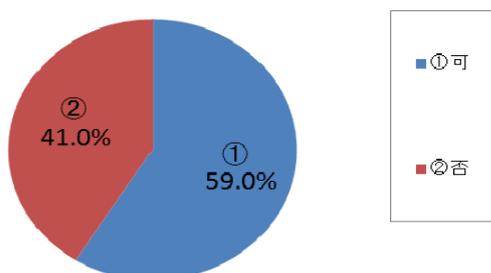
Ⅲ－問3(1)貸付対象者の見直しの必要性



Ⅲ－問3(3)借受者の利便性の向上等のため見直しや追加等が必要と考えられる事項



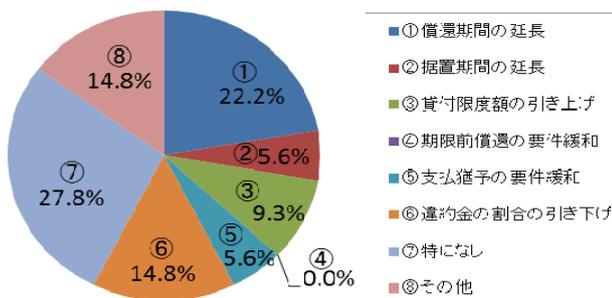
Ⅲ－問3(6)メニュー化方式の導入の可否



#### (4)貸付条件について

- ・ 借り受け者の利便性の向上や一層の政策目標の達成のために、特に見直しが必要なもの、「①償還期間の延長」が22%、「⑥違約金割合の引き下げ」が15%、「③貸付限度額の引き上げ」が9%、「⑦特になし」が28%。
- ・ 回答の理由等としては、他の制度資金に比べて償還期間・据え置き期間が短いことやそれにより償還1回当たりの額が大きく水揚げ状況により延滞のリスクが高まること、借受者が延滞せざるを得ない状況に陥った場合に違約金が大きな経済的負担になること、不漁や自己の責めに帰さない社会的・経済的な要因による収入の減少等により延滞した借受者への支払猶予、違約金の引き下げや免除規定を設けることへの意見があった。

Ⅲ－問4(1)借受者の利便性の向上等のため特に見直しが必要と考えられる事項

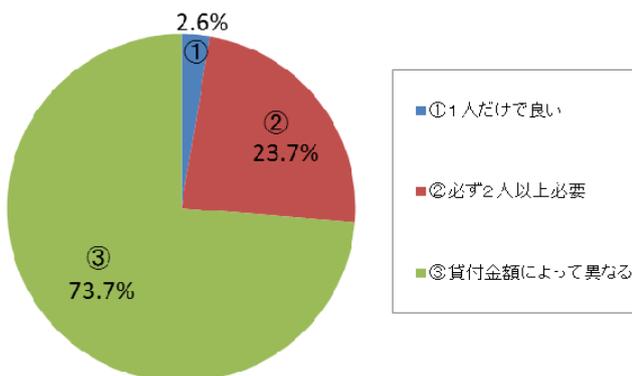


#### (5)保証人及び物的担保について

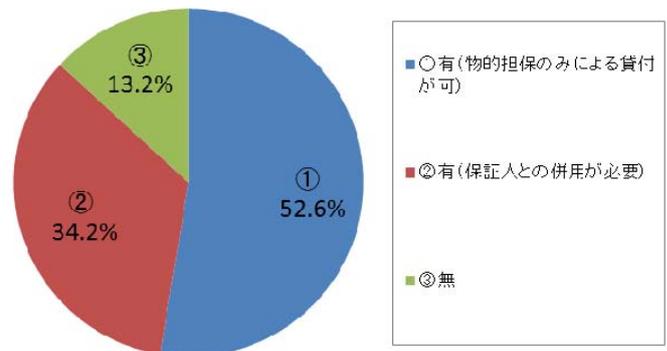
##### ① 保証人の人数及び物的担保の規定

- ・ 保証人の人数についての規定の状況は、「③貸付金額によって異なる」が74%、「②必ず2人以上」が24%、「①1人だけで良い」が3%。
- ・ 物的担保の規定の状況は、「①有り(物的担保のみによる貸付が可)」が53%、「②有り(保証人との併用が必要)」が34%であり、87%の都道府県で物的担保を規定。
- ・ 規定が無い理由は、担保の設定が困難、担保の審査、徴求及び処分についてノウハウが無い、手続きが煩雑で、かつ、十分な債権保全ができるとは限らないため。

Ⅲ－問5(1)保証人の人数の規定



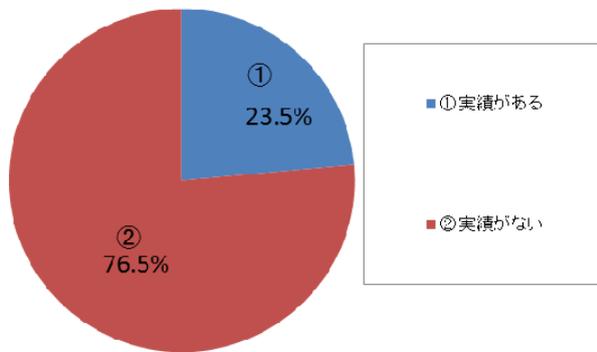
Ⅲ－問5(2)物的担保の規定



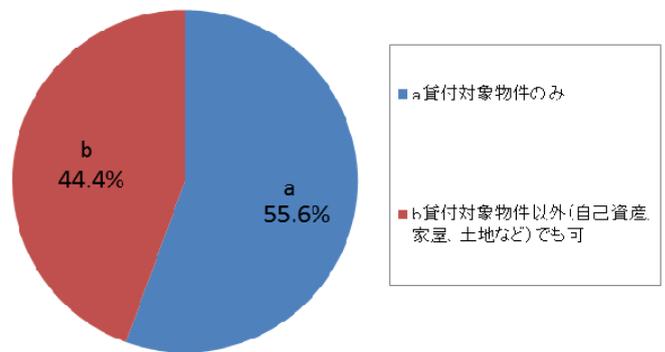
## ② 物的担保による貸付け

- ・ 物的担保の貸付実績は、「②実績がない」が76%、「①実績がある」が24%。
- ・ 担保物件の内容は、「a貸付対象物件のみ」が56%、「b貸付対象外でも可」が44%。
- ・ 担保物件の評価及び管理等は、「a担当部局において評価・管理している」が100%。
- ・ 実績がない理由は、「②借受者からの希望がない」が38%、「①物的担保の設定や評価の方法等が分からない」が17%、「④担保物件の管理が困難」が19%、「⑤体制が整っていない」が15%。
- ・ 物品担保による貸付を促進するために都道府県で対応可能な措置としては、担保評価及び担保設定等に関するノウハウの蓄積、対応する人員と予算の確保、担保評価事務を外部に委託する制度の導入、借受者側の選択制にすることなどの意見があった。

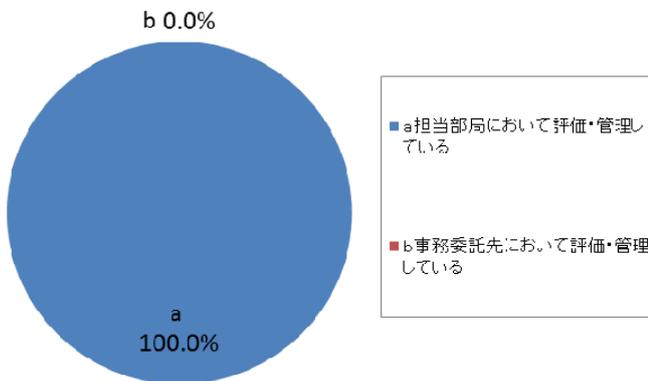
Ⅲ－問5(4)物的担保による貸付実績



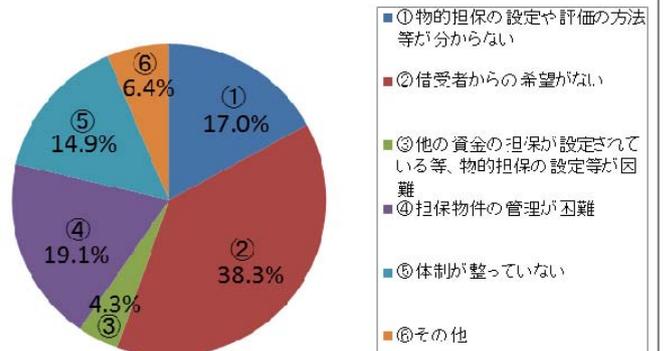
Ⅲ－問5(5)①担保物件の内容



Ⅲ－問5(5)②物的担保の評価及び管理等



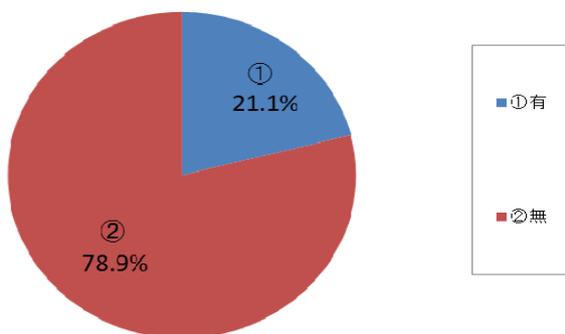
Ⅲ－問5(6)物的担保による貸付実績が無い理由



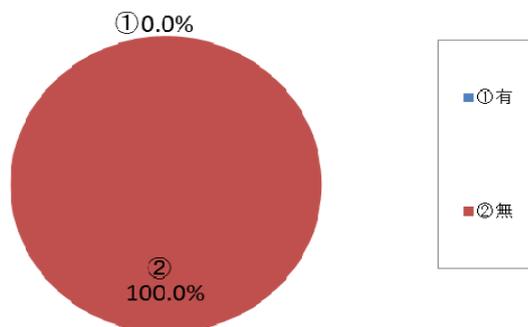
## (6) 事務の委託について

- ・ 事務の委託は殆どの都道府県で行われており、事務委託先については、信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合、農林中央金庫の支店のほか、株式会社の債権回収サービスがあった。
- ・ 再委託先の有無については「②無」が79%、「①有」が21%であり、再委託先については、漁業協同組合であった。
- ・ 事務委託先による物的担保の評価・管理については、「②無」が100%であり、その理由としては、県が行っている、委託内容に含まれていない、物的担保による貸付実績が無い等によるもの。

Ⅲ－問6(2)再委託先の有無



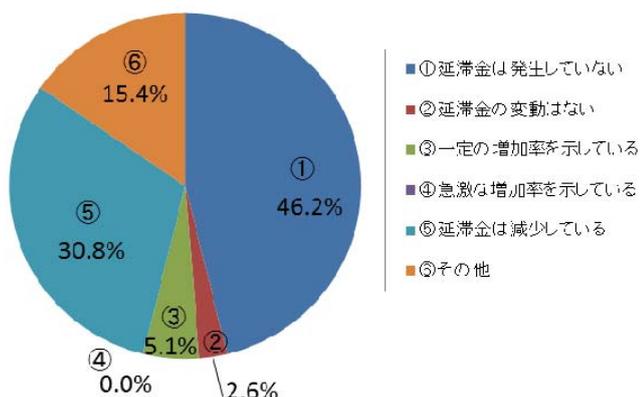
Ⅲ－問6(3)事務委託先による物的担保の評価・管理の有無



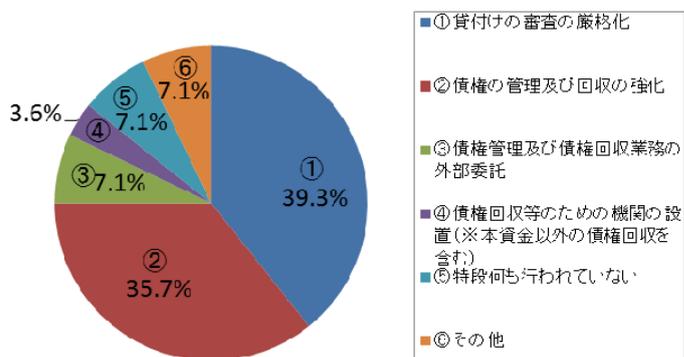
## (7) 延滞金

- ・ 過去5か年間の延滞金の発生状況は、「①延滞金は発生していない」と「②延滞金の変動はない」の合計が49%、「③一定の増加率を示している」が5%、「⑤延滞金は減少している」が31%。
- ・ 延滞金の発生防止や回収を行うための各都道府県における取組は、「①貸付審査の厳格化」が39%、「②債権の管理及び回収の強化」が36%、「③債権管理及び債権回収業務の外部委託」や「④債権回収等のための機関の設置」といった他の機関の利用に関するものが11%、「⑤特段何も行われていない」が7%。

Ⅲ－問7(1)過去5か年間の延滞金の発生状況



Ⅲ－問7(3)延滞金の発生防止や回収を行うための取組



## (8)貸付けの手続き等

- ・ 資金貸付時期については、「①貸付時期が決まっている」が85%、「②随時貸付を行っている」が15%。貸付時期が決まっている場合の貸付回数は、年4回が49%、年3回が26%、年5回が20%。
- ・ 水産業改良普及制度や水産事務所等と本制度の連携の実態については、「①連携して有効に機能している」と「②連携が図られている」の合計が90%、「③連携が薄い」が3%。
- ・ 本制度の実施に係る事務についての見直しの必要性等については、以下のとおりの意見があった。

### ○国と都道府県との間の事務(14件)

特になしといった回答が多かったが、県の資金担当者や水産業改良普及員を対象とした研修会やブロック会議の実施、事業計画の認定時期の見直し、貸付主体の金融機関への移行、国庫補助金分の造成額の事務費財源への充当に関する意見もあった。

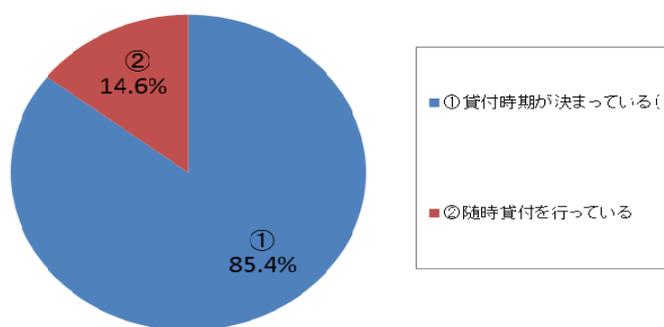
### ○都道府県と借受者との間の事務(13件)

特になしといった回答が多かったが、貸付規程例で貸付申請から貸付決定まで概ね1箇月とされており、その間に協議会の開催等を短期間で処理する必要があることから、事務負担が大きい、民法の一部改正に伴う事務処理の増加に関する意見があった。

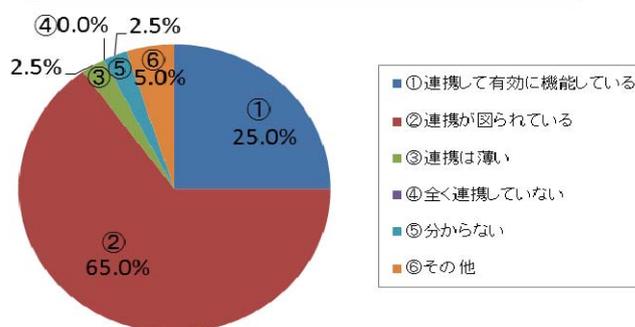
### ○その他(13件)

特になしといった回答が多かったが、担保設定マニュアル等の整備、延滞違約金の減免制度の導入、型式認定と同等品と判断する場合の確認手続・手順の設定に関する意見があった。

Ⅲ－問8(1)貸付時期



Ⅲ－問8(2)水産業改良普及制度や水産事務所等との連携の実態



## (9)借受者の利便性を図るための改善提案等

- ・ 小規模漁業者向けの貸付メニューの追加や見直し、転貸制度の導入により信用保証の利用を可能とすること、転貸方式又は利子補給方式への変更、既存の直貸方式と併せた転貸方式の導入、経営開始資金の年齢要件の緩和、償還年数の延長、中古船購入資金の創設、共同利用の漁船・漁具及び施設を導入する漁協や水産振興を目的とした法人等への貸付、パンフレットによる周知等に関する提案があった。
- ・ また、現状の取組としては水産業普及指導員等による各漁協への説明やニーズの調査、パンフレットの配布等があった。

## (10) 今後の資金の利用促進に向けた調査

### ① 各都道府県が実施している施策・事業への本制度の活用状況(20件)

・ 新規就業者の確保に向けた県の施策と本制度の経営開始資金の貸付けの連携に関する活用状況が多くあった。

### ② 本制度の有効活用事例(25件)

・ 漁業経営等改善資金では、燃料油消費節減機器等設置資金を活用し、省エネエンジンを導入したことによる経営の改善や安定化が図られた事例、漁ろう作業省力化機器設置資金を活用し、海苔養殖において異物除去器を導入し、品質の向上による収入の増加が図られた事例があった。

・ 青年漁業者等養成確保資金では、経営開始資金による後継者の育成・確保や新規就業者への支援に活用された事例があった。

### ③ 意見等の自由記入(19件)

・ 近年の漁業近代化資金における実質無利子化の措置(予算措置)が行われていることや水産業競争力強化緊急事業などの助成事業があるが、長期的な観点では本資金は無利子の制度資金としてのメリット(※法制度に基づくものであること、新たな財政負担が少ないこと等)を有していることなど、現行制度の維持や無利子貸付である本制度の必要性に関する意見があった。

・ その一方で、延滞違約金の減免措置、第三者保証人を巡る状況の変化(金融庁の指導等)、保証人の確保が困難になっていることについて意見があったほか、転貸制度の導入や農林漁業金融公庫への移管を求める意見があった。